

○飯塚市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱

平成23年7月15日
飯塚市告示第224号

(趣旨)

第1条 教育文化活動を振興するために飯塚市教育文化振興事業団(以下「事業団」という。)が行う事業又は活動に要する経費に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象経費)

第2条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 事業運営に係る事務費
- (3) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付)

第4条 補助金は概算払の方法により交付するものとする。

(実績報告)

第5条 事業団は、事業完了後速やかに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 申請書等の様式、その他補助金交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。